

# 政策 指 針

（安心、希望、そして風格ある愛知へ）

2010-2015



## はじめに

愛知県では、平成18年(2006年)3月に、それまでの総合的・体系的な地方計画に代わる、戦略的・重点的な地域づくりの羅針盤として、「新しい政策の指針」を策定し、愛知万博の開催と中部国際空港の開港の二大事業によって高まった愛知の力をさらに高いステージへと引き上げるべく地域づくりに取り組んでまいりました。

そうした中、中長期の地域づくりのマイルストーン(一里塚)として、2010年を目標に準備を進めてきた生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)やあいちトリエンナーレ2010などの主要事業が、いよいよ今年、花開くこととなります。

一方、時代は、今、まさに大転換期にあります。2008年秋以降の金融・経済危機をきっかけに世界が新たな経済社会の方向を模索する中、わが国経済は閉塞状況を脱することができず、この地域の経済・雇用環境も大変厳しい状況にあります。また、私たちの生活の安心を支えてきた雇用や医療、福祉などの社会システムが大きく揺らいでいます。この転換期をどう切り拓き、どのような道を歩むのか、今その岐路にあるといえます。

こうしたことから、新たな愛知の発展に向け、次なる一步を踏み出すべく、このたび、地域づくりの新たな羅針盤として、「政策指針2010-2015」を策定いたしました。

この政策指針では、地域づくりの基本方針として、「安心、希望、そして風格ある愛知へ」を掲げました。

現在の社会経済情勢を踏まえ、雇用や医療、福祉の不安を一掃する「安心」の社会にすることをまず第一に掲げ、誰もが自らの夢に向かって挑戦できる「希望」あふれる社会をめざしていきます。そして、愛知が培ってきたモノづくりの文化や世界的な産業・経済力はもとより、万博やCOP10の開催地にふさわしい環境面での世界貢献、さらには学術・文化面での新たな価値の創造・発信などによって、世界の中で存在感のある地域をめざしたい、そんな思いを「風格ある愛知へ」という言葉に込めました。

私たちはこれまで幾多の厳しい局面を乗り越え、そのたびに新たな道を切り拓いてまいりました。こうした厳しいときであるからこそ、県民の皆様をはじめ、市町村、民間団体など関係の方々としっかり手を携えて、新しい愛知の地域づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、一層の御理解・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

平成22年3月



愛知県知事 神田真秋

# 目次

## 「政策指針2010-2015」について

<b>I 社会経済情勢の変化と2015年に向けた地域づくりの視点</b> .....	1
1. 大転換期の社会経済 .....	2
2. 2015年に向けた地域づくりの視点 .....	6
3. 行財政改革の取組と一体となった政策指針の推進 .....	12
<b>II 2015年に向けた地域づくりの基本方針</b> .....	13
<b>III 基本課題と主要政策</b> .....	17
<b>基本課題1 いのちを守る「安心・安全」の社会をつくる</b> .....	18
1 失業者の雇用・生活のセーフティネットの構築 .....	18
2 地域医療の再生・強化 .....	19
3 健康長寿あいちの実現 .....	21
4 新型インフルエンザ対策の推進 .....	21
5 児童虐待、ドメスティック・バイオレンスへの対応充実 .....	22
6 高齢者の地域ケア対策の充実 .....	23
7 総合的な自殺対策の推進 .....	24
8 被害の半減をめざした地震減災対策 .....	25
9 風水害・濁水への対応力強化 .....	26
10 犯罪抑止による地域の安全確保 .....	27
11 安心・安全な消費生活の実現 .....	28
12 交通事故抑止対策の推進 .....	29
<b>基本課題2 誰もが「希望」を持って活動できる社会にする</b> .....	31
13 希望する人が結婚し子どもを持つことができる環境づくり .....	31
14 家庭と地域の子育て力の強化 .....	32
15 学力・学習意欲と体力の一層の向上 .....	33
16 特別支援教育の推進 .....	34
17 一貫したキャリア教育の推進 .....	35
18 個人・社会のニーズに対応した就業支援・職業能力開発 .....	36
19 多様な働き方を可能にする社会への変革 .....	37
20 ニート、ひきこもりなど社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への対策の推進 .....	38
21 障害のある人の地域生活と就労支援 .....	39
22 多文化共生成熟社会づくり .....	41

<b>基本課題3 「革新力」と「持続力」を持つ産業をつくる</b> .....	42
23 次世代産業の育成・振興 .....	42
24 緑の投資・技術革新による経済発展の実現 .....	44
25 「知の拠点」の整備と広域研究ネットワークの形成 .....	46
26 戦略的な産業立地の推進 .....	46
27 中小企業の新事業展開・技術開発支援 .....	47
28 産業としての観光の推進 .....	48
29 食料供給力向上に向けた農業の強化 .....	49
30 持続力ある林業・水産業の振興 .....	51
31 県産農水産物の消費拡大 .....	52
<b>基本課題4 地域まるごと「環境本位」の社会にする</b> .....	53
32 低炭素社会に向けた先駆的取組の推進 .....	53
33 持続可能な自動車社会と「エコ モビリティ ライフ」の推進 .....	54
34 ゼロエミッション・コミュニティの実現 .....	56
35 COP10の開催地にふさわしい生物多様性保全の取組 .....	57
36 「あいち森と緑づくり税」を活用した森と緑の整備・保全 .....	58
37 伊勢湾・三河湾の里海再生 .....	58
<b>基本課題5 知恵と感動、にぎわいを生む「魅力」ある愛知をつくる</b> .....	59
38 あいちトリエンナーレの開催 .....	59
39 文化芸術を担い、支える人づくりと活躍の場づくり .....	60
40 大学との連携等による専門的な能力を持つ人材が活躍できる地域づくり .....	61
41 アジア等との経済連携交流の推進 .....	62
42 東アジアをターゲットとした魅力ある広域観光圏づくり .....	62
43 国際イベント・コンベンションの誘致・開催 .....	63
<b>基本課題6 コミュニティから中部圏まで「地域力」と「連携力」を発揮する</b> .....	64
<「中部広域交流圏」の形成> .....	64
<県内広域エリアによる地域づくり> .....	66
44 中部広域交流圏を支える陸海空の広域交通基盤の整備 .....	71
45 高次交流拠点機能の形成・強化 .....	72
46 新しいライフスタイルを実現する集約型まちづくり .....	72
47 三河山間地域の振興 .....	74
48 広域連携の推進 .....	75
49 地方分権・道州制の推進 .....	75
50 分権時代にふさわしい「新しい公」の形成 .....	76
■政策指針2010-2015と関連する主な個別計画 .....	78
■政策効果指標一覧 .....	80

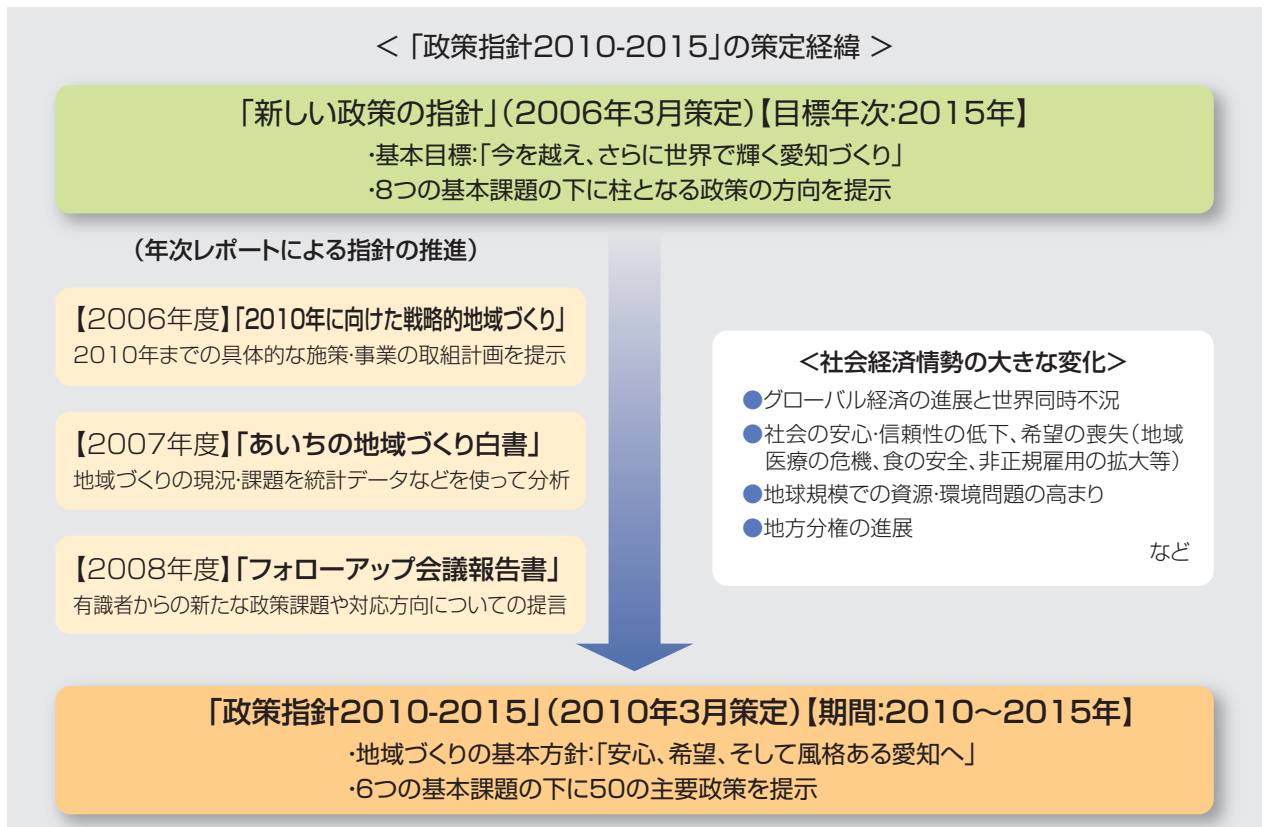
# 「政策指針 2010-2015」について

## (策定の趣旨)

- 本県では、2006年(平成18年)3月に、2015年(平成27年)を目標年次とする戦略的・重点的な中長期の地域づくりの羅針盤として「新しい政策の指針」を策定し、愛知万博の開催、中部国際空港の開港の二大事業によって高まった地域の力をさらに高めるため、「今を越え、さらに世界で輝く愛知づくり」を基本目標に、新しい愛知の地域づくりに取り組んできた。
- 「新しい政策の指針」策定以降、毎年度、年次レポートを作成し、指針の進行管理を行ってきたが、指針の中間年に当たる2010年(平成22年)を目標に進めてきた主要プロジェクトが着実に進捗している一方、世界的な金融・経済危機に伴う景気の悪化など社会経済情勢は大きく変化している。また、2009年(平成21年)8月の国政における政権交代も地域づくりに大きな影響を及ぼしつつある。
- そこで、今回、2010年から2015年の6年間の地域づくりの戦略を再構築することとし、「新しい政策の指針」で掲げた基本目標や基本課題を全面的に見直し、新たな羅針盤として、2015年に向けた地域づくりの基本方針を示しつつ、新たな6つの基本課題のもとに、戦略的・重点的な政策の方向を明らかにしていくこととする。
- なお、県政の各分野における個別計画については、その多くが2010年度に改定を予定しており、この「政策指針 2010-2015」では、それら次期計画の柱となる大きな考え方や主要な政策を方向づけていくことで、各分野の地域づくりをリードしていくとともに、個々の具体的な事業等を個別計画に委ねることで、政策指針と各個別計画が一体となって、今後の地域づくりを進めていくこととする。
- 一方、現在の厳しい財政状況の中で、新たな課題に取り組んでいくためには、選択と集中による県政全般にわたる行財政改革を進めていく必要があることから、「政策指針2010-2015」と2010年2月に策定した「愛知県第五次行革大綱」とを両輪として、今後の県政運営を行っていく。

## (期間)

- 2010年(平成22年)から2015年(平成27年)の6年間とする。



- ・これ以降、年号表記を西暦で統一します。
- ・右肩に※が付いている用語は頁下部に解説を掲載しています。